

たちかわ食堂連絡会 会則

第1条（会の名称）

この会の名称は、たちかわ食堂連絡会（以下「本会」という）と称し、所在地を代表宅におく。

第2条（本会の目的）

本会は、立川市を中心とする地域に居住する様々な家庭環境にある子どもや若者・高齢者等に、食事の提供を行い、食事をきっかけに集い、居場所となることを目指し活動する立川市内の団体が連携、協力して事業展開における課題の解決を図る。なお、本会は、いかなる場合においても、参加する各団体の主体性を尊重し、それぞれの運営に干渉・介入しない。

第3条（本会の事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 食堂連絡会会議（総会・定例会・運営委員会等）の開催
- (2) 活動の情報共有、運営協力、各種連携
- (3) 活動の周知、広報
- (4) 食堂等立ち上げの支援
- (5) 寄付金の受付、助成金の申請、運用
- (6) その他、会の目的を達成するために必要な活動

第4条（会員）

本会の会員は本会の目的に賛同し、その趣旨に合致する活動を実施する団体（原則3名以上で構成）で、別紙のとおりとする。新たに会員を加える場合は、2/3以上の会員の承認をもって認めるものとする。会員は、団体に限られるが、本会の目的に賛同し、その趣旨に合致する活動を実施する団体・個人の場合は、議決権を持たない賛助会員となることができる。

第5条（役員）

- 1 本会に次の役員をおく。
 - (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名以上
 - (3) 会計 1名以上
 - (4) 監査 1名以上
- 2 前項の役員は事業年度の初めの総会で会員の過半数の承認を得て選任する。
- 3 任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条（職務）

- 1 代表は本会の業務を統括する。
- 2 会計は会の会計事務を処理する。
- 3 監査は会の会計事務を監査する。

第7条（会計）

- 1 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 2 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

第8条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9条（会議）

1 総会

総会は、代表が招集し、原則として毎事業年度の4月に開催する。

会員の半数の要請により臨時総会を開催することができる。

総会は、会員の過半数（委任状を含む）によって成立する。

会員は各団体1票の議決権を有する。

総会では、次の事項を審議する。

- （1） 事業計画
- （2） 決算・予算
- （3） 事業報告
- （4） その他

各事項は会員の過半数の承認を得なければならない。

2 定例会

定例会は、本会会員が集まり、情報交換や相互協力のため、月1回程度開催するものとする。

運営委員会は、必要に応じて、その他の関係団体の定例会への参加を求めることがある。

3 運営委員会

運営委員会は、役員によって構成され、代表の招集により必要に応じて随時開催する。

第10条（議事録）

会議の議事については、議事録を作成する。

第11条（会費）

本会の会員及び賛助会員は、年額1000円の会費を期初の4月末までに納付しなければならない。会費は本会の運営費用に充てるものとする。

第12条（会則の改正）

会則の改正は会員の2/3以上の承認をもって決する。

第13条（細則）

この会則に定めない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、会議で定める。

附則

この会則は2021年8月1日より施行する。